

平成 26 年度事業計画書

公益財団法人 千葉市防災普及公社

第 1 事業計画の概要

東日本大震災以降、市民の防災に対する関心は依然として高く、近年、東海地震や東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性が指摘されていることから、防災意識の向上を図ることが必要不可欠である。公社においてもその一翼を担う団体として、「安全で災害に強いまちづくり」の実現に向けた事業に取り組み、「防火防災意識の高揚と防火管理体制の推進を図るとともに、応急処置技術の普及啓発を積極的に展開し、火災や地震等の災害の予防と災害時における被害の軽減を助成し、もって市民生活の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする公益法人」として、市民ニーズを的確に捉え、市民生活の安全に結びつく公益目的事業活動を中心に実施する。

公益目的事業では、「防火防災の思想の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業」として、防災意識の普及及び広報活動や行政機関の行う防災施策に対する協力、防火管理体制等の教育指導講習等を実施する。今年度から新たに法令に基づき、自衛消防業務再講習、防災管理点検資格者再講習、防火防災管理再講習を実施する。

「応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業」としては、普通救命講習及び上級救命講習のほか、公社で独自に企画した応急手当に関する講習を実施する。

また、収益事業として「防災物品等の普及促進に関する事業」を実施し、家庭向けの防災物品や住宅用防災機器及び自主防災会向けの防災資機材等の普及促進に努めるほか、老朽化した消火器の回収を実施する。

第 2 事業計画の内容

1 防火防災の思想の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業

(1) 防災意識の普及及び広報に関する事業

① 防災意識の普及及び広報活動

地震や風水害、応急手当等の防災に関する DVD・ビデオの所蔵をさらに充実させ、市民に無料で貸し出しを行うとともに啓蒙物品を適宜作成・配布し、防火防災の思想の普及啓発に努めるほか、保有する訓練用資機材を活用し、使用要領を指導する。

また、自主防災会からのニーズに応じ効果的な訓練が実施できるようサポートを行うほか、公社が主体となってさまざまな体験ができるイベントを開催する。

ア 防災啓発 DVD 及びビデオの貸出

- (ア) 新規購入数 12 本
- (イ) 貸出件数 90 件程度
- (ウ) 貸出本数 180 本程度

イ 啓蒙物品の作成・配布

ウ 体験用資機材の活用

(ア) 訓練用消火器（水・粉末）の活用

エ 体験型イベントの実施

(ア) 親子で学ぶ防災体験

② 防災普及車による防災意識の普及

大規模地震等の災害発生時における安全な対処方法を指導するため、防災普及車による地震体験及び煙体験等を行うことにより、災害に対する防災知識を普及する。

ア 地震体験

(ア) 対象 自主防災会・自治会・事業所・学校・保育所等

(イ) 回数 220回

イ 煙体験・119番体験

(ア) 対象 自主防災会・自治会・事業所・学校等

(イ) 回数 150回

(2) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業

① 行政機関の行う防災施策に対する協力

行政機関が行うイベント会場等において、防火防災に関するコーナーを設けて市民からの相談を受けるほか、要請に応じて防災普及車による地震体験指導等の支援協力を行う。

また、異常気象及び地震時等に備え情報連絡体制を整備するとともに、関係機関からの要請に応じて臨機の対応が図れるよう非常食糧や資機材等の備蓄を行う。

市民が行った初期消火活動や救助活動及び救命に寄与した等の案件に対し、その功績を称え褒賞するため、消防の表彰に合わせて記念品を授与する。

ア イベント等への支援協力

(ア) 九都県市合同防災訓練

(イ) 千葉市消防出初式

(ウ) その他

イ 異常気象及び地震時等における活動体制の整備

(ア) 設備及び器具、資機材等の保持

(イ) 非常食糧及び資機材の整備

ウ 市民への表彰に伴う記念品の授与

(ア) 消防局長表彰

(イ) 消防署長表彰

(3) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業

① 防火管理体制の教育指導講習

消防法に基づく自衛消防業務新規講習、防火対象物点検資格者講習及び防火対象物点検資格者再講習のほか、今年度から新たに、自衛消防業務講習修了者を対象とした自衛消防業務再講習、防災管理点検資格者を対象とした防災管理点検資格者再講習を実施する。

ア 自衛消防業務新規講習

- (ア) 回数 10回
- (イ) 定員 年360人

イ 自衛消防業務再講習（新規実施）

- (ア) 対象 自衛消防業務新規講習又は自衛消防業務追加講習の修了証の交付を受けた以後における最初の4月1日から5年以内の者
- (イ) 回数 18回
- (ウ) 定員 年1,080人

ウ 防火対象物点検資格者講習

- (ア) 回数 1回
- (イ) 定員 年86人

エ 防火対象物点検資格者再講習

- (ア) 回数 1回
- (イ) 定員 年86人

オ 防災管理点検資格者再講習（新規実施）

- (ア) 対象 防災管理点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者
- (イ) 回数 1回
- (ウ) 定員 年86人

② 防火管理講習等

消防法に基づく防火管理講習及び防災管理講習、千葉市火災予防条例に基づく防火管理者等実務講習及び自衛消防技術講習のほか、今年度から新たに、防災管理者に選任されている者等を対象とした防火防災管理再講習を実施する。

ア 甲種防火管理新規講習

- (ア) 回数 8回
- (イ) 定員 年1,910人

イ 甲種防火管理再講習

- (ア) 回数 2回
- (イ) 定員 年540人

ウ 乙種防火管理講習

- (ア) 回数 1回
- (イ) 定員 年220人

エ 防災管理新規講習

(ア) 回数 2回

(イ) 定員 年 440人

オ 防火防災管理新規講習

(ア) 回数 1回

(イ) 定員 年 270人

カ 防火防災管理再講習（新規実施）

(ア) 対象 防災管理者に選任された日の4年前までに講習を修了し、その日から1年以内の防災管理者か、それ以外の防災管理者で最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内の防災管理者

(イ) 回数 3回

(ウ) 定員 年 710人

キ 防火管理者等実務講習

(ア) 回数 6回

(イ) 定員 年 440人

ク 自衛消防技術講習

(ア) 回数 3回

(イ) 定員 年 108人

ケ 防火管理講習等用教材の頒布

(ア) 必携防火管理 2,200冊

(イ) 防火管理維持台帳 2,200冊

(ウ) 消防計画作成の手引き 2,200冊

(エ) 防火管理再講習テキスト 1,400冊

(オ) 必携防災管理 600冊

(カ) 防災管理再講習テキスト 600冊

(キ) 自衛消防訓練マニュアル 100冊

2 応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業

AED使用の心肺蘇生法を中心とした普通救命講習は、自治会や事業所等の団体の要望に応じ希望場所へ出張するほか、市内の各消防署等における常設会場で実施し、そのなかで今年度の新たな試みとして、応急手当WEB講習を毎月1回実施する。

AED使用の心肺蘇生法や外傷手当要領を内容とする上級救命講習は、消防局を会場として実施する。

また、応急手当講習と称した外傷手当等の復習を中心とした内容の講習を実施するほか、消防局からの依頼に応じて、必要な救命講習を実施する。

(1) 救命講習

ア 普通救命講習（出張）

(ア) 対象 原則20人以上の団体（町内自治会・事業所等）

(イ) 回数 200回

(ウ) 人数 年4,000人

イ 普通救命講習（常設）

(ア) 回数 206回（うちWEB講習12回）

(イ) 定員 年3,000人

ウ 上級救命講習

(ア) 回数 18回（うち土日祝祭日8回）

(イ) 定員 年720人

エ 上級救命再講習

(ア) 回数 24回（うち土日祝祭日6回）

(イ) 定員 年240人

オ 応急手当講習

(ア) 回数 6回

(イ) 定員 年120人

カ その他の救命講習

(2) 救命講習用教材の頒布

ア 上級救命講習受講者用 720人分

イ 応急手当講習受講者用 120人分

3 防災物品等の普及促進に関する事業

(1) 防災物品等の販売

住宅火災による死傷者を防止するため、家庭向けの住宅用消火器や防災物品等の販売とあわせ、自主防災会向けの防災資機材の販売を行う。

また、廃消火器リサイクルシステムの特定期間として家庭にある古い消火器の回収を実施する。

ア 住宅用防災機器

イ 応急手当処置用品

ウ 防災物品

エ 防災資機材